

平成 28 年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
(150903-01)
分担研究報告書

精神障害・自殺の労災認定事案の分析に関する研究

研究分担者 山内貴史 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等調査研究センター・研究員

【研究要旨】

本研究は、業務上の精神障害として労災認定された事案のデータベースを構築し、データベースを用いて、年齢層、業種及び出来事の観点から、業務上の精神障害・自殺の実態とその背景要因を明らかにすることを目的とした。本研究では、データベースを構築した精神障害事案 2,000 件を分析対象とした。雇用者 100 万人当たりの事案数は、男性では 30～39 歳、女性では 29 歳以下及び 30～39 歳が最も多かった。雇用者 100 万人当たりの自殺事案数は、男性では 40～49 歳、女性では 29 歳以下で最も多かった。業種により年齢別の事案の動向は異なっていた。出来事への該当状況も業種により大きく異なっていたが、特に自殺事案では長時間労働関連の出来事に該当した事案が多かった。その一方で、自殺事案も含め、ハラスメントなどの対人関係、仕事の失敗などの出来事に該当する事案も多かった。本研究の結果から、業務に起因する精神障害・自殺の予防のため、若年雇用者のメンタルヘルス対策及び長時間労働対策を主としつつもそれ以外の要因にも着目した対策の重要性が示唆された。

研究分担者：

佐々木 毅(労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター・上席研究員)

吉川 徹(労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター・センター長代理)

茅嶋康太郎(労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター・センター長)

高橋正也(労働安全衛生総合研究所産業疫学研究グループ・部長)

竹島 正(川崎市精神保健福祉センター・所長)

A. 研究目的

わが国における精神障害の労災請求件数は平成 11 年度に初めて 100 件を超えて以降急増しており、平成 27 年度には 1,515 件と過去最多となった。このような背景から、業務に起因する精神障害・自殺の予防対策を推進するうえで、その実態の把握が急務となっている。本研究では、精神障害として労災認定された事案のデータベースを用い、特に年齢層、業種及び出来事の観点から、業務上の精神障害・自殺の実態とその背景要因を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

(1) 分析対象

精神障害による労災認定事案について、平成 27 年度研究において過去 5 年間(平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月)の調査復命書と関連資料を、全国の労働局及び労働基準監督署より収集した。統計処理を可能にするために、昨年度から関連情報を数値化したデータベースの構築を開始し、最終的に 2,000 件が分析対象となった。

(2) 分析方法

本研究では主に、(1) 年齢(10 歳階級)、(2) 業種(大分類、中分類)、(3) 出来事の観点から分析を行った。精神障害については、調査復命書に記載されている「ICD-10 国際疾病分類第 10 版(2003 年改訂)」の疾患名で分類した。

なお、分析に用いたデータベースでは、業務上の出来事は、平成 11 年 9 月策定の「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(以下、「判断指針」という。)又は平成 23 年 12 月策定の「心理的負荷による精神障害の認定基準」(以下、「認定基準」とい

う。)のいずれかに基づいてデータベース化されている。「心理的負荷による精神障害の認定基準の運用等について」(平成23年12月26日、基労補発1226第1号)において示されているように、旧「判断指針」と新「認定基準」の間で、出来事の評価(「認定基準」では出来事とその後の状況を一括評価するように変更)、出来事の類型や具体的出来事(「認定基準」ではセクシュアルハラスメントを対人関係トラブルから独立した類型に変更等)、長時間労働の捉え方(「認定基準」では他の出来事がない場合を想定し長時間労働それ自体を出来事とみなすよう変更等)などに顕著な相違が見られる。また、本研究の分析対象2,000件のうち、約7割に相当する1,369件は「認定基準」に基づいて労災認定されている。これらの点を考慮し、本研究では出来事に関する分析では「認定基準」に基づいて出来事が評価された1,369件を分析対象とした。

(倫理面での配慮)

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会にて審査され、承認を得たうえで実施された(通知番号:H2708)。本研究で用いたデータベースには、個人の氏名、住所、電話番号等、個人の特定につながりうる情報は一切含まれない。

C. 研究結果

1) 年齢(10歳階級)別の分析

1-1) 年齢・業種別の雇用者100万人当たりの事案数(男女別、総数;表1-1~1-3)

年齢階級別の事案数は男女を問わず30~39歳で最も多かった。雇用者100万人当たりの事案数も男女ともに30~39歳で最も多く、男性で12.4、女性で7.7、男女総数で10.5であった。女性では29歳以下でも雇用者100万人当たりの事案数が7.7であった。

業種別に見ると、男女総数での運輸業・郵便業(事案数:214;雇用者100万人当たりの事案数:13.0)などは、事案数、雇用者100万人当たりの事案数の双方で上位となっていた(雇用者数が統計上ゼロ万人となっている男性の「鉱業、採石業、砂利採取業」を含む)。運輸業・郵便業では、雇用者100万人当たりの事案数は30~39歳で最も多かった。

1-2) 年齢・業種別の雇用者100万人当たりの自殺事案数(男女別、総数;表2-1~2-3)

年齢階級別の自殺事案数は、男性では40~49歳で、女性では全体で17例と少ないものの

29歳以下で最も多かった。雇用者100万人当たりの自殺事案数も、男性で40~49歳、女性では29歳以下で最も多かった。

自殺事案のほとんどを占める男性において業種別に見ると、建設業(自殺事案数:55;雇用者100万人当たりの自殺事案数:3.2)、及び情報通信業(自殺事案数:27;雇用者100万人当たりの自殺事案数:3.9)などは自殺事案数、雇用者100万人当たりの自殺事案数の双方で上位となっていた(雇用者数が統計上ゼロ万人となっている男性の「鉱業、採石業、砂利採取業」を含む)。雇用者100万人当たりの自殺事案数は、建設業では40~49歳で、情報通信業では29歳以下で最も多かった。

2) 業種・出来事別の解析

2-1) 業種・出来事別の事案数(表3、表4)

表4において、総事案数のうち46.1%が長時間労働関連の出来事(「認定基準」における、極度の長時間労働、恒常的長時間労働及び具体的出来事としての「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」並びに「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」のいずれかの出来事)に、30.1%が事故・災害関連の出来事に、21.4%が対人関係関連の出来事に該当していた。

業種別に見ると、事案数は製造業、卸売業・小売業、医療・福祉、運輸業・郵便業の順に多かった。出来事への該当状況では、製造業及び運輸業・郵便業では長時間労働関連、事故・災害関連の出来事の順に該当事案数が多かった。一方、医療・福祉では事故・災害関連、長時間労働関連の出来事の順に該当事案数が多かった。

2-2) 業種・出来事別の自殺事案数(表5、表6)

表6において、自殺事案数のうち70.5%が長時間労働関連の出来事に、17.4%がその他(仕事の失敗や役割の変化など)の出来事に、13.3%が対人関係関連の出来事に該当していた。

業種別に見ると、自殺事案数は製造業、卸売業・小売業、建設業、情報通信業の順に多かった。出来事への該当状況では、いずれの業種でも長時間労働関連の出来事に該当する自殺事案が多かったが、特に情報通信業では95.5%が長時間労働関連の出来事に該当していた。一方、卸売業・小売業などでは対人関係関連など長時間労働以外の出来事に該当する自殺事案も多かった。

2-3) 業種（中分類、事案数の上位 10 業種）・出来事別の事案数（表 7）

業種（中分類）別の事案数は道路貨物運送業で最も多く、以下、社会保険・社会福祉・介護事業、医療業、情報サービス業、飲食店の順であった。このうち、長時間労働関連の出来事に該当した事案が多い業種は、情報サービス業、道路貨物運送業、飲食店であり、特に情報サービス業では 80%を超えていた。一方、社会保険・社会福祉・介護事業及び医療業では長時間労働関連の出来事に該当した事案の割合は 20%台前半であり、「悲惨な事故や災害の体験・目撃」が多かった。

2-4) 業種（中分類、事案数の上位 10 業種）・疾患別の事案数（表 8）

事案数の多かった業種を中心に俯瞰すると、道路貨物運送業、情報サービス業などでは「気分〔感情〕障害（F3）」が多く、特に情報サービス業では事案数の 76%に上っていた。これらの業種では男性の占める割合が高く、また、情報サービス業では約 3 割が自殺事案であった。

一方、社会保険・社会福祉・介護事業、医療業、飲食店では「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害（F4）」が多かった。社会保険・社会福祉・介護事業及び医療業では事案の大半が女性であった。これらの業種では自殺事案の占める割合は 10%以下であった。

D. 考察

本研究では年齢層、業種及び出来事に着目し、過去約 5 年間の精神障害の労災認定事案の実態及びその背景要因を検討した。

本研究における出来事の該当状況に関し、心理的負荷が極度の出来事（極度の長時間労働を含む）の存在が明らかな場合などに、労災認定の迅速化などの理由から当該出来事以外の出来事の有無について調査がなされていない場合が考えられる。例えば、労災の認定基準に照らして極度の時間外労働の存在が明らかな事案の場合、長時間労働以外の出来事について調査されていない、若しくは調査復命書に明確に記載されていない可能性が考えられる。この点に留意しつつ、今後の過労死等防止対策における課題の検討も交え、本研究の結果について考察を進める。

1) 年齢（10 歳階級）別の分析

雇用者 100 万人当たりの事案数は、男性では

30～39 歳、女性では 29 歳以下及び 30～39 歳が最も多かった。業種により年齢別の動向は異なるものの、事案数、雇用者 100 万人当たりの事案数ともに多かった運輸業・郵便業では雇用者 100 万人当たりの事案数は 30～39 歳で最も多かった。業種別の特性は考慮しつつも、全体として若年雇用者のメンタルヘルス対策の重要性を示唆する結果と言える。

雇用者 100 万人当たりの自殺事案数は、男性では 40～49 歳、女性では全体で 17 例と少ないものの 29 歳以下で最も多かった。男性の自殺事案数、雇用者 100 万人当たりの自殺事案数ともに多かった建設業、情報通信業のうち、建設業では 40～49 歳で、情報通信業では 29 歳以下で雇用者 100 万人当たりの自殺事案数が最も多いなどの相違も見られた。警察庁「平成 27 年中における自殺の状況」によると、自殺の原因・動機のうち「勤務問題」（仕事の失敗、職場環境の変化、仕事疲れ、など）は 40～49 歳で最も多かった。本研究で 40～49 歳の雇用者 100 万人当たりの自殺事案数が多かったこととの関連が示唆される。また、情報通信業の 29 歳以下で自殺事案が多い傾向が見られた背景として、若年のシステムエンジニア（SE）からの長時間労働や自殺関連の電話相談の多さ（川人、2014）などが考えられる。

2) 業種・出来事別の解析

事案全体の 46.1%が長時間労働関連の出来事に、30.1%が事故・災害関連の出来事に、21.4%が対人関係関連の出来事に該当していた。一方、出来事への該当状況は業種により相違が見られた。例えば、情報通信業のように事案の 75%が長時間労働関連の出来事に該当した業種、医療・福祉のように長時間労働は少なく、約半数が事故・災害関連の出来事に該当した業種といったように、労災認定の対象となる出来事は業種により顕著に異なることがうかがえた。

自殺事案のみを対象とした場合には長時間労働関連の出来事に該当した事案の割合がさらに高く 70%を超え、情報通信業では 95%超であった。その一方で、卸売業・小売業などの業種では、ハラスメントなどの対人関係、仕事の失敗など長時間労働以外の出来事に該当する自殺事案も多かった。精神障害の発症、ひいてはそれに起因する自殺の背景要因として、長時間労働以外の要因にも着目していくことが重要と考えられる。

さらには、上記のような業種と出来事との関連性は、業種中分類別に出来事及び疾患名の詳

細を検討した場合にも見てとれた。男性、とりわけ情報サービス業の男性における、長時間労働、気分障害の罹患、自殺企図の関連が示唆される一方で、業種中分類の事案数上位 10 業種において、長時間労働関連の出来事に該当した事案の割合は 50%を下回った。

以上の結果は、精神障害事案全般についてはもちろんのこと、自殺事案についても、長時間労働を主としつつも、長時間労働以外の出来事の関与を示唆するものと考えられた。

E. 結論

雇用者 100 万人当たりの事案数は、男性では 30～39 歳、女性では 29 歳以下及び 30～39 歳が最も多かった。雇用者 100 万人当たりの自殺事案数は、男性では 40～49 歳、女性では 29 歳以下で最も多かった。業種により年齢別の動向は異なるものの、全体として若年雇用者のメンタルヘルス対策の重要性が示唆された。

出来事への該当状況は業種により大きく異なっていたが、特に自殺事案では長時間労働関連の出来事に該当した事案が多かった。その一方で、自殺事案も含め、ハラスメントなどの対人関係、仕事の失敗などの出来事に該当する事案も多く、業務に起因する精神障害・自殺の予防のため、長時間労働を主としつつもそれ以外の要因にも着目した対策の重要性が示唆された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

Yamauchi T, Yoshikawa T, Takamoto M, Sasaki T, Matsumoto S, Kayashima K, Takekuma T, Takahashi M. Overwork-related disorders in Japan: recent trends and development of a national policy to promote preventive measures. Ind Health. In press.

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1-1 年齢（10歳階級）・業種別の雇用者100万人当たりの精神障害による労災認定事案数（男）

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者 数(万 人) b)	雇用者 100万対 事案数 c)															
医療、福祉	12	160	7.5	17	219	7.8	11	147	7.5	10	118	8.5	1	121	0.8	51	764	6.7
運輸業、郵便業	19	142	13.4	59	292	20.2	60	346	17.4	26	301	8.6	12	252	4.8	176	1332	13.2
卸売業・小売業	50	473	10.6	61	559	10.9	51	530	9.6	28	411	6.8	3	345	0.9	193	2317	8.3
学術研究、専門・技術サービス業	14	64	22.0	21	128	16.5	21	128	16.5	10	103	9.8	4	85	4.7	70	506	13.8
教育、学習支援業	3	106	2.8	9	118	7.7	9	138	6.5	10	166	6.0	1	102	1.0	32	628	5.1
漁業	0	3	0.0	2	3	66.7	1	5	22.2	1	5	20.0	2	10	20.0	6	25	24.0
金融業・保険業	2	49	4.1	5	72	7.0	8	113	7.1	8	93	8.6	0	36	0.0	23	362	6.4
建設業	17	223	7.6	36	402	9.0	39	388	10.1	33	369	8.9	12	345	3.5	137	1727	7.9
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	2	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	-	3	0	-
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	17	155	11.0	35	241	14.5	31	224	13.9	12	218	5.5	5	318	1.6	100	1155	8.7
宿泊業、飲食サービス業	26	238	10.9	27	118	23.0	23	94	24.6	11	73	15.2	0	66	0.0	87	587	14.8
情報通信業	25	129	19.4	38	228	16.7	25	197	12.7	9	102	8.8	0	39	0.0	97	694	14.0
生活関連サービス業、娯楽業	5	100	5.0	11	91	12.1	10	67	14.9	4	51	7.8	0	67	0.0	30	375	8.0
製造業	62	577	10.8	86	876	9.8	79	929	8.5	46	695	6.6	17	431	3.9	290	3507	8.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	18	5.6	5	32	15.6	2	39	5.1	4	38	10.7	0	15	0.0	12	142	8.5
農業、林業	0	28	0.0	5	30	16.7	4	25	16.0	4	24	16.7	2	41	4.9	15	148	10.2
複合サービス事業	1	20	5.1	5	37	13.5	1	39	2.6	3	38	7.9	0	15	0.0	10	148	6.8
不動産業、物品賃貸業	7	35	20.3	12	63	19.0	17	63	27.0	2	51	3.9	1	101	1.0	39	312	12.5
全業種計	261	2515	10.4	436	3506	12.4	392	3466	11.3	221	2853	7.7	61	2385	2.6	1371	14724	9.3

a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。また、調査復命書の記載内容から、業種および発症年齢が明確に特定できなかった事案を除外して算出。
 b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch)における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。
 c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出してない。
 d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表1-2 年齢（10歳階級）・業種別の雇用者100万人当たりの精神障害による労災認定事案数（女）

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者 数(万 人) b)	雇用者 100万対 事案数 c)															
医療、福祉	35	520	6.7	59	607	9.7	43	645	6.7	28	553	5.1	14	286	4.9	179	2610	6.9
運輸業、郵便業	10	51	19.8	7	70	10.1	15	88	17.0	6	66	9.2	0	35	0.0	38	309	12.3
卸売業・小売業	33	537	6.1	27	503	5.4	21	572	3.7	14	488	2.9	2	323	0.6	97	2422	4.0
学術研究、専門・技術サービス業	9	56	16.2	8	80	10.0	4	69	5.8	1	43	2.3	0	22	0.0	22	270	8.2
教育、学習支援業	5	154	3.2	15	152	9.9	2	188	1.1	3	168	1.8	0	49	0.0	25	709	3.5
漁業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
金融業・保険業	10	90	11.2	9	96	9.4	3	122	2.5	8	83	9.7	0	28	0.0	30	418	7.2
建設業	1	32	3.2	3	67	4.5	6	78	7.7	1	68	1.5	0	68	0.0	11	311	3.5
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	10	105	9.5	16	176	9.1	11	183	6.0	6	154	3.9	2	179	1.1	45	796	5.7
宿泊業、飲食サービス業	22	289	7.6	11	174	6.3	7	199	3.5	5	170	2.9	2	171	1.2	47	1003	4.7
情報通信業	10	76	13.2	10	79	12.7	6	54	11.1	2	24	8.5	0	10	0.0	28	242	11.6
生活関連サービス業、娯楽業	8	150	5.3	2	111	1.8	4	103	3.9	1	92	1.1	0	81	0.0	15	537	2.8
製造業	21	229	9.2	19	320	5.9	13	369	3.5	5	310	1.6	1	206	0.5	59	1434	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	-	0	10	0.0	0	6	0.0	0	2	0.0	0	0	-	1	18	5.7
農業、林業	0	10	0.0	0	17	0.0	0	20	0.0	2	27	7.5	0	43	0.0	2	116	1.7
複合サービス事業	2	19	10.5	2	23	8.9	2	29	7.0	1	21	4.8	0	5	0.0	7	96	7.3
不動産業、物品賃貸業	3	30	10.2	7	37	18.9	3	37	8.1	0	32	0.0	0	45	0.0	13	180	7.2
全業種計	180	2345	7.7	195	2518	7.7	140	2760	5.1	83	2296	3.6	21	1548	1.4	619	11466	5.4

a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。また、調査復命書の記載内容から、業種および発症年齢が明確に特定できなかった事案を除外して算出。
 b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch)における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。
 c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出してない。
 d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表1-3 年齢（10歳階級）・業種別の雇用者100万人当たりの精神障害による労災認定事案数（総数）

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)
医療、福祉	47	680	6.9	76	827	9.2	54	789	6.8	38	670	5.7	15	405	3.7	230	3370	6.8
運輸業、郵便業	29	197	14.8	66	360	18.3	75	434	17.3	32	364	8.8	12	288	4.2	214	1641	13.0
卸売業・小売業	83	1009	8.2	88	1060	8.3	72	1103	6.5	42	900	4.7	5	665	0.8	290	4736	6.1
学術研究、専門・技術サービス業	23	119	19.3	29	209	13.9	25	202	12.4	11	145	7.6	4	108	3.7	92	782	11.8
教育、学習支援業	8	263	3.0	24	269	8.9	11	326	3.4	13	334	3.9	1	149	0.7	57	1340	4.3
漁業	0	5	0.0	2	5	44.4	1	9	11.8	1	9	11.1	2	10	20.0	6	37	16.4
金融業・保険業	12	140	8.6	14	168	8.4	11	235	4.7	16	174	9.2	0	67	0.0	53	783	6.8
建設業	18	260	6.9	39	469	8.3	45	466	9.7	34	436	7.8	12	412	2.9	148	2042	7.2
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	2	0	-	0	0	-	0	2	0.0	1	1	100.0	3	3	120.0
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	27	261	10.3	51	419	12.2	42	407	10.3	18	374	4.8	7	496	1.4	145	1956	7.4
宿泊業、飲食サービス業	48	523	9.2	38	292	13.0	30	289	10.4	16	240	6.7	2	237	0.8	134	1580	8.5
情報通信業	35	204	17.2	48	306	15.7	31	251	12.4	11	122	9.1	0	45	0.0	125	927	13.5
生活関連サービス業、娯楽業	13	250	5.2	13	201	6.5	14	169	8.3	5	144	3.5	0	148	0.0	45	911	4.9
製造業	83	806	10.3	105	1196	8.8	92	1296	7.1	51	1003	5.1	18	640	2.8	349	4940	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	21	9.8	5	35	14.5	2	45	4.4	4	38	10.7	0	15	0.0	13	153	8.5
農業、林業	0	37	0.0	5	48	10.5	4	45	8.9	6	52	11.5	2	83	2.4	17	264	6.4
複合サービス事業	3	41	7.3	7	59	12.0	3	67	4.5	4	60	6.7	0	22	0.0	17	249	6.8
不動産業、物品賃貸業	10	65	15.5	19	100	19.0	20	99	20.2	2	84	2.4	1	143	0.7	52	490	10.6
全業種計	441	4875	9.0	631	6019	10.5	532	6228	8.5	304	5146	5.9	82	3932	2.1	1990	26199	7.6

- a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。また、調査復命書の記載内容から、業種および発症年齢が明確に特定できなかった事案を除外して算出。
 b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch)における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。なお、本表では労働力調査にて公表されている男女計の値を用いているが、本表の雇用者数と、表1-1および表1-2における男女別の雇用者数の合計とが一部一致しない箇所がある。
 c) 認定事案数(分子)には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数(分母)には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0(万人)となる箇所については値を算出していない。
 d) 業種のうち「公務(他に分類されるものを除く)」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表2-1 年齢（10歳階級）・業種別の雇用者100万人当たりの労災認定された自殺事案数（男）

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)
医療、福祉	2	160	1.3	4	219	1.8	4	147	2.7	4	118	3.4	0	121	0.0	14	764	1.8
運輸業、郵便業	3	142	2.1	10	292	3.4	10	346	2.9	5	301	1.7	2	252	0.8	30	1332	2.3
卸売業・小売業	16	473	3.4	16	559	2.9	12	530	2.3	12	411	2.9	1	345	0.3	57	2317	2.5
学術研究、専門・技術サービス業	6	64	9.4	4	128	3.1	7	128	5.5	6	103	5.9	1	85	1.2	24	506	4.7
教育、学習支援業	1	106	0.9	0	118	0.0	3	138	2.2	3	166	1.8	0	102	0.0	7	628	1.1
漁業	0	3	0.0	0	3	0.0	0	5	0.0	0	5	0.0	0	10	0.0	0	25	0.0
金融業・保険業	2	49	4.1	2	72	2.8	3	113	2.7	4	93	4.3	0	36	0.0	11	362	3.0
建設業	4	223	1.8	12	402	3.0	17	388	4.4	15	369	4.1	7	345	2.0	55	1727	3.2
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	1	0	-	1	0	-
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	4	155	2.6	7	241	2.9	5	224	2.2	1	218	0.5	0	318	0.0	17	1155	1.5
宿泊業、飲食サービス業	3	238	1.3	2	118	1.7	2	94	2.1	3	73	4.1	0	66	0.0	10	587	1.7
情報通信業	8	129	6.2	8	228	3.5	8	197	4.1	3	102	2.9	0	39	0.0	27	694	3.9
生活関連サービス業、娯楽業	2	100	2.0	0	91	0.0	1	67	1.5	1	51	2.0	0	67	0.0	4	375	1.1
製造業	11	577	1.9	18	876	2.1	26	929	2.8	19	695	2.7	10	431	2.3	84	3507	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0	18	0.0	2	32	6.3	0	39	0.0	3	38	8.0	0	15	0.0	5	142	3.5
農業、林業	0	28	0.0	1	30	3.3	0	25	0.0	1	24	4.2	1	41	2.5	3	148	2.0
複合サービス事業	0	20	0.0	1	37	2.7	1	39	2.6	1	38	2.6	0	15	0.0	3	148	2.0
不動産業、物品賃貸業	1	35	2.9	4	63	6.3	5	63	7.9	0	51	0.0	0	101	0.0	10	312	3.2
全業種計	63	2515	2.5	91	3506	2.6	104	3466	3.0	81	2853	2.8	23	2385	1.0	362	14724	2.5

- a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。また、調査復命書の記載内容から、業種および発症年齢が明確に特定できなかった事案を除外して算出。
 b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch)における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。
 c) 認定事案数(分子)には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数(分母)には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0(万人)となる箇所については値を算出していない。
 d) 業種のうち「公務(他に分類されるものを除く)」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表2-2 年齢（10歳階級）・業種別の雇用者100万人当たりの労災認定された自殺事案数（女）

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者 数（万 人） b)	雇用者 100万対 事案数 c)															
医療、福祉	5	520	1.0	1	607	0.2	1	645	0.2	1	553	0.2	0	286	0.0	8	2610	0.3
運輸業、郵便業	0	51	0.0	0	70	0.0	0	88	0.0	0	66	0.0	0	35	0.0	0	309	0.0
卸売業・小売業	3	537	0.6	1	503	0.2	0	572	0.0	0	488	0.0	0	323	0.0	4	2422	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	0	56	0.0	0	80	0.0	0	69	0.0	0	43	0.0	0	22	0.0	0	270	0.0
教育、学習支援業	0	154	0.0	0	152	0.0	0	188	0.0	0	168	0.0	0	49	0.0	0	709	0.0
漁業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
金融業・保険業	0	90	0.0	0	96	0.0	0	122	0.0	0	83	0.0	0	28	0.0	0	418	0.0
建設業	0	32	0.0	0	67	0.0	0	78	0.0	0	68	0.0	0	68	0.0	0	311	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
公務（他に分類されるものを除く）d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	0	105	0.0	0	176	0.0	0	183	0.0	0	154	0.0	0	179	0.0	0	796	0.0
宿泊業、飲食サービス業	0	289	0.0	0	174	0.0	0	199	0.0	0	170	0.0	0	171	0.0	0	1003	0.0
情報通信業	1	76	1.3	1	79	1.3	0	54	0.0	0	24	0.0	0	10	0.0	2	242	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	1	150	0.7	0	111	0.0	0	103	0.0	0	92	0.0	0	81	0.0	1	537	0.2
製造業	0	229	0.0	0	320	0.0	0	369	0.0	0	310	0.0	0	206	0.0	0	1434	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	-	0	10	0.0	0	6	0.0	0	2	0.0	0	0	-	0	18	0.0
農業、林業	0	10	0.0	0	17	0.0	0	20	0.0	1	27	3.8	0	43	0.0	1	116	0.9
複合サービス事業	0	19	0.0	0	23	0.0	0	29	0.0	0	21	0.0	0	5	0.0	0	96	0.0
不動産業、物品賃貸業	0	30	0.0	1	37	2.7	0	37	0.0	0	32	0.0	0	45	0.0	1	180	0.6
全業種計	10	2345	0.4	4	2518	0.2	1	2760	0.0	2	2296	0.1	0	1548	0.0	17	11466	0.1

- a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。また、調査復命書の記載内容から、業種および発症年齢が明確に特定できなかった事案を除外して算出。
b) 総務省「労働力調査」（https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch）における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。
c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出していない。
d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表2-3 年齢（10歳階級）・業種別の雇用者100万人当たりの労災認定された自殺事案数（総数）

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者 数（万 人） b)	雇用者 100万対 事案数 c)															
医療、福祉	7	680	1.0	5	827	0.6	5	789	0.6	5	670	0.7	0	405	0.0	22	3370	0.7
運輸業、郵便業	3	197	1.5	10	360	2.8	10	434	2.3	5	364	1.4	2	288	0.7	30	1641	1.8
卸売業・小売業	19	1009	1.9	17	1060	1.6	12	1103	1.1	12	900	1.3	1	665	0.2	61	4736	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	6	119	5.0	4	209	1.9	7	202	3.5	6	145	4.2	1	108	0.9	24	782	3.1
教育、学習支援業	1	263	0.4	0	269	0.0	3	326	0.9	3	334	0.9	0	149	0.0	7	1340	0.5
漁業	0	5	0.0	0	5	0.0	0	9	0.0	0	9	0.0	0	10	0.0	0	37	0.0
金融業・保険業	2	140	1.4	2	168	1.2	3	235	1.3	4	174	2.3	0	67	0.0	11	783	1.4
建設業	4	260	1.5	12	469	2.6	17	466	3.6	15	436	3.4	7	412	1.7	55	2042	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	2	0.0	1	1	100.0	1	3	40.0
公務（他に分類されるものを除く）d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	4	261	1.5	7	419	1.7	5	407	1.2	1	374	0.3	0	496	0.0	17	1956	0.9
宿泊業、飲食サービス業	3	523	0.6	2	292	0.7	2	289	0.7	3	240	1.3	0	237	0.0	10	1580	0.6
情報通信業	9	204	4.4	9	306	2.9	8	251	3.2	3	122	2.5	0	45	0.0	29	927	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	3	250	1.2	0	201	0.0	1	169	0.6	1	144	0.7	0	148	0.0	5	911	0.5
製造業	11	806	1.4	18	1196	1.5	26	1296	2.0	19	1003	1.9	10	640	1.6	84	4940	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0	21	0.0	2	35	5.8	0	45	0.0	3	38	8.0	0	15	0.0	5	153	3.3
農業、林業	0	37	0.0	1	48	2.1	0	45	0.0	2	52	3.8	1	83	1.2	4	264	1.5
複合サービス事業	0	41	0.0	1	59	1.7	1	67	1.5	1	60	1.7	0	22	0.0	3	249	1.2
不動産業、物品賃貸業	1	65	1.6	5	100	5.0	5	99	5.1	0	84	0.0	0	143	0.0	11	490	2.2
全業種計	73	4875	1.5	95	6019	1.6	105	6228	1.7	83	5146	1.6	23	3932	0.6	379	26199	1.4

- a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。また、調査復命書の記載内容から、業種および発症年齢が明確に特定できなかった事案を除外して算出。
b) 総務省「労働力調査」（https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch）における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。なお、本表では労働力調査にて公表されている男女計の値を用いているが、本表の雇用者数と、表1-1および表1-2における男女別の雇用者数の合計とが一部一致しない箇所がある。
c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出していない。
d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表3 業種（大分類）・出来事別の精神障害による労災認定事案数（新基準のみ）

	医療、福祉	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	学術研究、専門・技術サービス業	教育、学習支援業	漁業	金融業・保険業	建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	公務（他に分類されるものを除く）	サービス業（他に分類されないもの）	宿泊業、飲食サービス業	情報通信業	生活関連サービス業、娯楽業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	農業、林業	複合サービス事業	不動産業、物品賃貸業	全業種計
事案数	161	151	197	62	37	5	35	91	2	1	111	85	88	30	242	6	12	10	36	1362
特別な出来事																				
心理的負荷が極度のもの	14	17	16	3	3	2	7	9	0	0	13	8	0	0	22	1	1	1	1	118
極度の長時間労働	4	19	15	4	4	0	3	12	0	0	10	14	13	3	18	0	0	0	3	122
恒常的な長時間労働	21	47	39	21	9	0	4	18	0	0	31	31	38	10	51	1	3	2	13	339
1 (重度の) 病気やケガをした	16	21	14	8	1	2	4	20	1	0	8	3	0	1	37	1	5	0	3	145
2 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	57	26	23	6	4	1	5	14	1	0	13	9	4	3	28	3	4	2	2	205
3 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	3	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	12
4 会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした	2	7	9	7	3	0	2	7	0	0	2	1	4	1	10	0	1	0	0	56
5 会社で起きた事故・事件について、責任を問われた	2	4	7	0	0	0	2	5	0	0	1	1	2	1	7	0	0	1	1	34
6 自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	1	2	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	12
7 業務に関連し、違法行為を強要された	2	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	1	0	0	11
8 達成困難なノルマが課された	4	0	13	3	2	0	1	3	0	0	1	0	4	1	7	0	1	1	3	44
9 ノルマが達成できなかった	1	1	3	2	2	0	0	2	0	0	5	1	1	2	6	0	2	0	1	29
10 新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	6	0	0	0	0	17
11 顧客や取引先から無理な注文を受けた	1	1	6	1	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	16
12 顧客や取引先からクレームを受けた	14	7	12	1	1	0	1	4	0	0	6	4	2	2	14	0	1	1	0	70
13 大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
14 上司が不在になることにより、その代行を任された	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
15 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	13	23	34	23	5	1	8	13	0	0	30	7	35	7	48	1	1	1	11	261
16 1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った	11	23	18	6	1	0	0	13	0	0	6	21	7	10	19	0	1	2	5	143
17 2週間にわたって連続勤務を行った	5	11	15	11	4	0	2	15	0	0	10	9	14	4	20	0	2	1	1	124
18 勤務形態に変化があった	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	6
19 仕事のペース、活動の変化があった	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
20 退職を強要された	8	6	5	2	4	0	0	5	0	0	8	2	2	2	4	1	0	0	1	50
21 配置転換があった	6	4	26	3	1	1	2	2	0	0	6	4	7	1	17	2	0	1	2	85
22 転勤をした	1	0	4	2	0	0	1	2	0	0	3	4	3	0	5	0	0	0	0	25
23 複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	4	2	4	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	2	0	0	1	0	18
24 非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25 自分の昇格・昇進があった	3	1	2	1	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0	4	0	0	1	0	17
26 部下が減った	1	0	2	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
27 早期退職制度の対象となった	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
28 非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
29 (ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	20	16	44	5	7	0	7	14	0	0	15	15	6	7	48	1	3	2	5	215
30 上司とのトラブルがあった	18	25	32	10	9	0	4	15	0	0	12	10	9	7	37	0	2	0	6	196
31 同僚とのトラブルがあった	4	2	4	3	2	0	1	0	0	0	2	0	5	2	8	0	1	0	0	34
32 部下とのトラブルがあった	2	2	1	1	0	0	0	1	0	0	2	2	3	1	6	0	1	1	0	23
33 理解してくれていた人の異動があった	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	8
34 上司が替わった	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	2	0	0	0	2	11
35 同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
36 セクシュアルハラスメントを受けた	14	8	10	2	5	0	3	2	0	1	8	5	5	5	17	0	0	1	3	89

表4 業種及び出来事のタイプ別の精神障害による労災認定事案数（新基準のみ）

	長時間労働関連 の出来事 a)		事故・災害関連の 出来事 b)		対人関係関連の 出来事 c)		その他（仕事の 失敗・役割の変 化など）の出来 事 d)		業種 別事 案数 e)
	n	% f)	n	% f)	n	% f)	n	% f)	
業種（大分類）									
医療，福祉	37	23.0%	74	46.0%	33	20.5%	23	14.3%	161
運輸業，郵便業	81	53.6%	54	35.8%	23	15.2%	13	8.6%	151
卸売業・小売業	81	41.1%	50	25.4%	53	26.9%	28	14.2%	197
学術研究，専門・技術サービス業	38	61.3%	13	21.0%	7	11.3%	6	9.7%	62
教育，学習支援業	14	37.8%	8	21.6%	11	29.7%	9	24.3%	37
漁業	1	20.0%	4	80.0%	0	0.0%	0	0.0%	5
金融業・保険業	13	37.1%	13	37.1%	10	28.6%	3	8.6%	35
建設業	39	42.9%	37	40.7%	16	17.6%	7	7.7%	91
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1
サービス業（他に分類されないもの）	55	49.5%	32	28.8%	21	18.9%	14	12.6%	111
宿泊業，飲食サービス業	51	60.0%	18	21.2%	20	23.5%	8	9.4%	85
情報通信業	66	75.0%	4	4.5%	10	11.4%	10	11.4%	88
生活関連サービス業，娯楽業	22	73.3%	4	13.3%	11	36.7%	0	0.0%	30
製造業	100	41.3%	77	31.8%	62	25.6%	25	10.3%	242
電気・ガス・熱供給・水道業	1	16.7%	4	66.7%	1	16.7%	0	0.0%	6
農業，林業	3	25.0%	8	66.7%	3	25.0%	1	8.3%	12
複合サービス事業	4	40.0%	3	30.0%	2	20.0%	1	10.0%	10
不動産業，物品賃貸業	22	61.1%	5	13.9%	8	22.2%	2	5.6%	36
全業種計	628	46.1%	410	30.1%	292	21.4%	150	11.0%	1362

- a) 極度の長時間労働、恒常的長時間労働、具体的出来事15「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、または具体的出来事16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」のいずれかの出来事。
b) 心理的負荷が極度のもの、具体的出来事1「（重度の病気やケガ）」、出来事2「悲惨な事故や災害の体験、目撃」のいずれかの出来事。
c) 具体的出来事29「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、暴行」、出来事36「セクシュアルハラスメント」のいずれかの出来事。
d) 上記a)～c)以外の出来事。
e) 調査復命書の記載内容から、業種が明確に特定できなかった事案を除外して算出。
f) 業種別の事案数および事案数の合計を分母とした場合の割合。複数の出来事に該当する事案が存在するため、各行の割合の合計は100%とならない。

表5 業種（大分類）・出来事別の労災認定された自殺事案数（新基準のみ）

	医療、福祉	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	学術研究、専門・技術サービス業	教育、学習支援業	漁業	金融業・保険業	建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	公務（他に分類されるものを除く）	サービス業（他に分類されないもの）	宿泊業、飲食サービス業	情報通信業	生活関連サービス業、娯楽業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	農業、林業	複合サービス事業	不動産業、物品賃貸業	全業種計
事案数	12	21	42	15	2	0	9	30	1	0	13	4	22	3	55	1	3	0	8	241
特別な出来事																				
心理的負荷が極度のもの	1	0	0	0	0	-	0	3	0	-	0	0	0	0	2	0	0	-	0	6
極度の長時間労働	0	4	5	2	0	-	2	9	0	-	4	2	5	1	7	0	0	-	1	42
恒常的な長時間労働	2	7	17	7	1	-	1	11	0	-	7	3	11	0	19	1	1	-	2	90
1（重度の）病気やケガをした	0	1	0	1	0	-	0	2	1	-	0	0	0	0	3	0	0	-	0	8
2 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	2	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	1	0	0	-	0	3
3 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	1	0	0	-	0	1
4 会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした	1	2	6	2	1	-	2	5	0	-	0	0	2	0	6	0	0	-	0	27
5 会社で起きた事故・事件について、責任を問われた	0	2	3	0	0	-	2	3	0	-	0	0	0	0	4	0	0	-	0	14
6 自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	1	0	2	1	0	-	1	2	0	-	0	0	0	0	1	0	0	-	0	8
7 業務に関連し、違法行為を強要された	0	0	0	0	0	-	0	1	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1
8 達成困難なノルマが課された	3	0	7	1	1	-	1	2	0	-	0	0	1	0	3	0	1	-	2	22
9 ノルマが達成できなかった	0	0	0	0	0	-	0	1	0	-	3	0	0	1	1	0	2	-	0	8
10 新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	1	0	1	0	0	-	1	0	0	-	0	0	1	0	3	0	0	-	0	7
11 顧客や取引先から無理な注文を受けた	0	1	6	0	0	-	0	2	0	-	1	0	0	0	1	0	0	-	0	11
12 顧客や取引先からクレームを受けた	3	4	5	1	0	-	0	4	0	-	0	0	1	0	8	0	1	-	0	27
13 大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
14 上司が不在になることにより、その代行を任された	0	2	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	2
15 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	3	5	9	6	0	-	4	7	0	-	6	0	12	2	16	1	1	-	3	75
16 1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った	2	3	7	2	0	-	0	7	0	-	1	1	0	0	6	0	1	-	1	31
17 2週間にわたって連続勤務を行った	0	2	6	5	1	-	1	8	0	-	1	0	3	0	5	0	1	-	0	33
18 勤務形態に変化があった	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
19 仕事のペース、活動の変化があった	0	0	0	1	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1
20 退職を強要された	1	1	1	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	1	0	0	-	0	4
21 配置転換があった	1	3	12	1	0	-	1	2	0	-	1	0	2	0	6	1	0	-	1	31
22 転動をした	0	0	1	1	0	-	0	1	0	-	0	0	1	0	2	0	0	-	0	6
23 複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	0	0	1	1	0	-	1	0	0	-	0	0	1	0	1	0	0	-	0	5
24 非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	1	0	0	0	0	-	0	1
25 自分の昇格・昇進があった	0	1	2	1	0	-	0	0	0	-	1	0	0	0	4	0	0	-	0	9
26 部下が減った	0	0	1	0	0	-	1	1	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	3
27 早期退職制度の対象となった	0	0	1	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1
28 非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
29（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	0	2	9	0	0	-	1	3	0	-	2	0	1	0	9	0	2	-	3	32
30 上司とのトラブルがあった	2	4	5	0	0	-	2	7	0	-	2	3	1	2	9	0	0	-	1	38
31 同僚とのトラブルがあった	2	1	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	1	4	0	0	-	0	8
32 部下とのトラブルがあった	0	1	1	0	0	-	0	0	0	-	0	1	1	0	3	0	1	-	0	8
33 理解してくれていた人の異動があった	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	1	0	0	0	0	-	0	1
34 上司が替わった	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	0	0	1	0	0	-	1	3
35 同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
36 セクシュアルハラスメントを受けた	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0

表6 業種及び出来事のタイプ別の労災認定された自殺事案数（新基準のみ）

	長時間労働関連の出来事 a)		事故・災害関連の出来事 b)		対人関係関連の出来事 c)		その他（仕事の失敗・役割の変化など）の出来事 d)		業種別事案数 e)
	n	% f)	n	% f)	n	% f)	n	% f)	
業種（大分類）									
医療，福祉	5	41.7%	3	25.0%	0	0.0%	5	41.7%	12
運輸業，郵便業	14	66.7%	1	4.8%	2	9.5%	6	28.6%	21
卸売業・小売業	27	64.3%	0	0.0%	9	21.4%	11	26.2%	42
学術研究，専門・技術サービス業	14	93.3%	1	6.7%	0	0.0%	1	6.7%	15
教育，学習支援業	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	2
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	0
金融業・保険業	7	77.8%	0	0.0%	1	11.1%	2	22.2%	9
建設業	22	73.3%	4	13.3%	3	10.0%	3	10.0%	30
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	0
サービス業（他に分類されないもの）	12	92.3%	0	0.0%	2	15.4%	1	7.7%	13
宿泊業，飲食サービス業	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4
情報通信業	21	95.5%	0	0.0%	1	4.5%	1	4.5%	22
生活関連サービス業，娯楽業	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
製造業	33	60.0%	5	9.1%	9	16.4%	10	18.2%	55
電気・ガス・熱供給・水道業	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
農業，林業	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	3
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	—	0
不動産業，物品賃貸業	5	62.5%	0	0.0%	3	37.5%	0	0.0%	8
全業種計	170	70.5%	15	6.2%	32	13.3%	42	17.4%	241

a) 極度の長時間労働、恒常的長時間労働、具体的出来事15「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、または具体的出来事16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」のいずれかの出来事。

b) 心理的負荷が極度のもの、具体的出来事1「（重度の病気やケガ）」、出来事2「悲惨な事故や災害の体験、目撃」のいずれかの出来事。

c) 具体的出来事29「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、暴行」、出来事36「セクシュアルハラスメント」のいずれかの出来事。

d) 上記a)～c)以外の出来事。

e) 調査復命書の記載内容から、業種が明確に特定できなかった事案を除外して算出。

f) 業種別の事案数および事案数の合計を分母とした場合の割合。複数の出来事に該当する事案が存在するため、各行の割合の合計は100%とならない。

表7 業種（中分類、事案数の上位10業種）・出来事別の精神障害による労災認定事案数（新基準のみ）

大分類	医療・福祉	宿泊・飲食	小売業	卸売業	小売業	卸売業	製造業	医療・福祉	情報通信業	建設業	小売業	卸売業	サービス業	郵便業	運輸業	製造業
中分類	医療業	飲食店	業	飲食料品小売	業	各種商品小売	業	金属製業	社会保険業	情報サービス	総合工事	業	その他小売	業	道路貨物運送	器具送用機械
事案数	69	56	33	33	33	89	58	51	41	52	94	35				
うち自殺	4	3	2	4	3	7	17	21	5	7	13	8				
特別な出来事																
心理的負荷が極度のもの	9	4	2	5	0	5	0	5	4	5	8	5				
極度の長時間労働	1	9	2	1	6	3	9	9	3	5	13	0				
恒常的な長時間労働	8	20	4	3	6	12	28	10	10	16	40	3				
1（重度の）病気やケガをした	5	3	4	1	4	11	0	8	3	2	13	8				
2 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	30	5	4	6	5	27	1	9	4	5	12	4				
3 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0				
4 会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした	1	0	0	1	1	1	1	3	4	0	5	0				
5 会社で起きた事故・事件について、責任を問われた	0	0	1	0	1	2	0	1	1	1	3	1				
6 自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0				
7 業務に関連し、違法行為を強要された	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	1				
8 達成困難なノルマが課された	0	0	1	3	1	4	2	2	2	1	0	0				
9 ノルマが達成できなかった	1	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	0				
10 新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	3				
11 顧客や取引先から無理な注文を受けた	0	0	0	0	1	1	0	2	1	2	1	0				
12 顧客や取引先からクレームを受けた	2	4	1	1	2	12	2	2	3	5	4	2				
13 大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0				
14 上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0				
15 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	6	4	7	4	8	7	26	5	9	16	17	3				
16 1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った	7	13	2	2	2	3	4	9	4	3	18	1				
17 2週間にわたって連続勤務を行った	2	6	1	1	5	3	8	7	5	6	6	1				
18 勤務形態に変化があった	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1				
19 仕事のペース、活動の変化があった	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0				
20 退職を強要された	4	1	1	1	0	4	0	2	1	5	4	2				
21 配置転換があった	2	4	2	4	1	4	4	1	4	3	3	0				
22 転勤をした	0	4	0	0	0	1	2	1	2	2	0	0				
23 複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	1	0	0	2	1	2	1	0	0	1	2	0				
24 非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0				
25 自分の昇格・昇進があった	1	2	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0				
26 部下が減った	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0				
27 早期退職制度の対象となった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
28 非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0				
29（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	8	9	7	12	9	11	4	4	5	5	11	10				
30 上司とのトラブルがあった	5	6	3	5	4	13	5	9	8	5	20	4				
31 同僚とのトラブルがあった	0	0	0	1	2	4	1	0	1	2	2	2				
32 部下とのトラブルがあった	0	1	0	1	2	2	2	1	0	1	0	0				
33 理解してくれていた人の異動があった	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0				
34 上司が替わった	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
35 同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
36 セクシュアルハラスメントを受けた	3	4	3	1	2	11	4	2	2	2	2	3				
長時間労働関連の出来事 a)	15	34	13	8	16	21	47	25	18	27	62	7				
長時間労働関連の出来事の該当割合（%）	22%	61%	39%	24%	48%	24%	81%	49%	44%	52%	66%	20%				

a) 極度の長時間労働、恒常的長時間労働、具体的出来事15「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、または具体的出来事16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」のいずれかに該当した事案。

表8 業種（中分類、事案数の上位10業種）・疾患別の精神障害による労災認定事案数（新基準のみ）

大分類	医療、福祉	宿泊、飲食	小売業・業	卸売業・業	製造業	医療、福祉	情報通信業	建設業	小売業・業	卸売業・業	郵便業、	運輸業	製造業
中分類	医療業	飲食店	業飲食料品小売	業飲食品小売	各種商品小売	業金属製品製造	社・会保険・業	業情報サービス	総合事業	業その他小売	業その他小売	業道路貨物運送	器具輸送用機械
事案数	69	56	33	33	33	89	58	51	41	52	94	35	
うち自殺	4	3	2	4	3	7	17	21	5	7	13	8	
F2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	
F3（気分〔感情〕障害）（下位分類不明）	2	0	0	0	0	0	8	1	1	1	1	0	
F30	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
F31	0	1	0	0	1	1	2	0	0	1	3	0	
F32（うつ病エピソード）	18	22	13	13	12	33	32	27	16	17	48	13	
F33	1	0	2	0	0	1	2	1	1	3	0	1	
F34	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
F38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
F39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
F4（神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害）（下位分類不明）	0	0	1	3	0	0	1	0	4	0	2	1	
F40	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	
F41	2	5	1	2	1	1	1	1	2	1	3	2	
F43（重度ストレスへの反応及び適応障害）（下位分類不明）	2	0	2	0	2	3	2	0	4	1	1	0	
F43.0（急性ストレス反応）	14	1	2	3	2	8	0	3	1	1	0	2	
F43.1（外傷後ストレス障害）	17	9	5	8	4	17	1	3	3	7	8	8	
F43.2（適応障害）	11	11	5	3	8	21	8	11	9	14	25	8	
F43.8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
F43.9	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
F44	0	7	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	
F45	0	0	2	0	1	0	0	1	0	2	0	0	
F48	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
F3 計	21	23	15	13	15	35	44	29	18	24	53	14	
事案総数に占めるF3の割合（%）	30%	41%	45%	39%	45%	39%	76%	57%	44%	46%	56%	40%	
F4 計	48	33	18	20	18	54	13	21	23	27	41	21	
事案総数に占めるF4の割合（%）	70%	59%	55%	61%	55%	61%	22%	41%	56%	52%	44%	60%	
平均発症年齢	37.4	32.9	38.4	36.0	39.7	41.0	35.5	44.2	36.1	42.5	39.5	40.1	
（SD）	10.4	9.4	12.1	12.1	10.2	12.1	8.3	11.6	10.4	12.2	9.0	13.9	
男性	10	40	17	18	27	21	47	47	29	40	86	29	
女性	59	16	16	15	6	68	11	4	12	12	8	6	